市内中小企業者の皆様

三原市（商工振興課）

従業員の奨学金返済支援を行う企業をサポートします！

三原市では，広島県の実施する「広島県中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金（県補助金）」を活用する中小企業者等に対し，県から受ける補助金の2分の1を追加で補助します。

主な条件（三原市）

- □**県補助金の交付決定を受けていること**
- □中小企業等であること
- □市内に本店を有すること（個人事業の場合は市内に住所と事業所を有すること）

［ 県補助金 ］ 広島県中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金とは？

＜概要（抜粋）＞

・従業員の奨学金等の返済を支援する社内制度があること
・働き方改革に取り組み，その取組を定着させているもののうち，県の定める一定条件を満たす県内中小企業等

奨学金返済支援として支払った手当等の1/2以内もしくは1/3以内の補助金を，**最長３年度分**受けることができます。
（※年額上限あり 1/2の場合：10万円/人，1/3の場合：6万円/人）

＜県補助金に関するお問い合わせ＞

広島県商工労働局 雇用労働政策課 雇用労働企画グループ
TEL：082-513-3424 FAX:082-222-5521
Email：syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

補助金の額（三原市）

□**県補助金の額の２分の１**

（例）
・県補助率1/2の場合
・奨学金返済支援として手当2万円/月
・対象者5名分の申請

4/1 → 3/31 → 5月頃 → 6月頃 → 7月頃

県補助金 申請⇒採択

会社 奨学金返済手当支給

手当2万円/人
×12ヶ月＝年額24万/人

⇒24万円×5名＝120万円
（補助対象経費）

県補助金 実績報告

（県）確定・交付

補助対象経費120万
×（県）補助率1/2
＝60万
⇒年額上限10万円/人
＝50万
（県補助金）

市補助金 申請

（市）確定・交付

県補助金50万
×（市）補助率1/2
＝25万
（市補助金）

このサイクルを最長３年度分

お問い合わせ

三原市役所 商工振興課 企業誘致係（三原市港町丁三目5番1号 3階）
TEL：0848-67-6013 Email：shoko@city.mihara.hiroshima.jp